

吉備津神社氏子会の現状と地域で果たす役割に関する考察 — 玉井宮東照宮氏子会との比較を通じて —

14E645 鶴川芽以

1. 研究の背景と目的

近年日本では、地域の人のつながりが薄れているといわれている。経済活動のグローバル化と日本の人口減少や高齢化が進む中で、経済の停滞や雇用の場の喪失、そして地域コミュニティの希薄化など、地域社会・経済は厳しい状況に直面していると言われてきている。この問題は古くから地域の地縁的なつながりを作ってきた、地域のコミュニティとなりうる神社が直面している問題でもある。全国的に現在の神社では地域住民の氏子意識の希薄化が問題視されている。神社と地域の結びつきは戦後に強くなり、神社を維持するために地域のつながりが重要視されるようになった。神社を維持するためには、その地域周辺に居住する人々が、氏子という意識を持つことが重要である。逆に言うと、氏子意識が薄れて神社を維持することができなくなると地域の地縁的なつながりも崩壊するということになる。このことから、神社の氏子組織は地域において重要な役割を果たすべき組織であることが考えられる。では、氏子組織がどのような役割を果たしていたら、神社周辺地域が崩壊せず地縁的なつながりを保っていけるのだろうか。そのことを考えた時に私は、自分自身が幼い頃から馴染みがある吉備津神社の氏子会が吉備津神社周辺の地域のつながりを作る場として有効に機能しているのではないかと推測した。

本研究では、吉備津神社の氏子組織の歴史や現状を明らかにし、さらに吉備津神社の氏子組織が地域で果たしている、求められている役割を玉井宮東照宮の氏子組織と比較することで明らかにする。また、吉備津神社の氏子組織が地域で果たしている役割はどのような条件の下で実現されるのかということについて考察する。

2. 一般的な氏子の定義と社格制度と吉備津神社の位置づけ

氏子とは一般に一つの神社を崇敬し、信奉する鎮座地周辺の地縁的集団あるいは構成員のことであるとされている。しかし、氏子の定義の仕方にも様々な見方があり、「宗教法人神社本庁規程」第九条では、神社の維持についての義務を負う信者を、氏子名簿に登録することにより氏子とみなすと規定しているが、「神社本庁憲章」第十五条では、名簿登録という制度的概念よりも氏子区域居住者のすべてを氏子と称するという伝統的概念を重視して氏子を定義している。

氏子区域については「神社本庁憲章」第十四条で、神社の氏子区域は神社ごとに慣習的に定められた区域をいうものとし、氏子区域は神社相互に尊重しなければならない、と規定されている¹。氏子区域はもともと行政的に整理されてきて、今日ではそれを伝統的なものとして人々が認識し氏子区域と認識している。氏子の定義も、氏子区域の設定も伝統的、慣習的な認識が

現在まで受け継がれており、明確な規定が定められているわけではない。

社格制度については、近代社格制度というものが、明治政府によって定められた。この社格制度では神社の格を大きく官社と諸社に分類し、官社として 97 社を列格した。官社の序列は、官幣大社>国幣大社>官幣中社>国幣中社>官幣小社>国幣小社>別格官幣社とされた。吉備津神社はこの社格の中で上から 3 番目の官幣中社と格付けされた。諸社のうち府県社は府県が崇敬する神社と規定され、郷社は郷村の産土神とされ、その多くは明治 5 年から 6 年にかけて別格されたⁱⁱ。その後、第二次世界大戦が終わった際に GHQ の神道指令により神社神道の国家管理が終わった。政教分離が原則となり神社神道を含めたすべての宗教団体が宗教法人令によって登記されるようになった。さらに、昭和 26 年には宗教法人法が公布され、現在に至る法的環境が整備された。そして、神社界は昭和 21 年に神社本庁を結成し、大半の神社がこれに加わったⁱⁱⁱ。

現在、吉備津神社は神社庁の別表神社とされている。この別表神社とは、神社本庁において、その由緒、活動、財政等を総合した面で顕著な神社が申請により指定された神社である。以上のことから吉備津神社は歴史的にも由緒があり全国の神社の中でも規模が大きい神社であることが分かる。

3. 吉備津神社の氏子の歴史と現状について

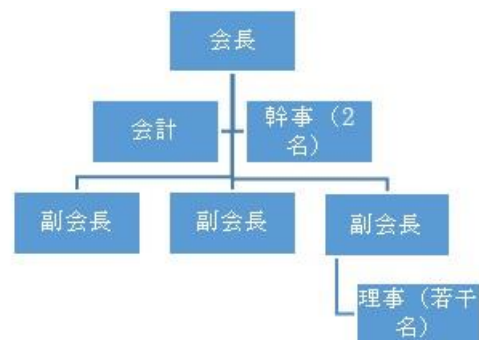


図 1 吉備津神社氏子会の組織図（筆者作成）

吉備津神社の氏子会は約 90 名で成り立っている。90 名の中から会長や副会長が選ばれる。また、90 名の人員は町内会ごとに代表が選ばれる。氏子会では年に 6 回会議が行われ、春季・秋季大祭が行われる。氏子会の費用については、神社が賄うが、その分神社は氏子の助けを必要としているので持ちつ持たれつのある関係であることが分かる。また、吉備津神社の組織には氏子会以外に、総代会と責任役員会が存在する。どちらの会も氏子会の構成員が重複して役員になっている場合もあるが、基本的にはお互いに分離した組織である。

4. 吉備津神社と玉井宮東照宮の氏子会の比較とヒアリング調査結果の考察

表 1 吉備津神社と玉井宮東照宮の氏子会の比較
(筆者作成)

吉備津神社	玉井宮東照宮
氏子戸数	
戸数：1370 戸	戸数：1 万戸以上（細かいところまで神社は把握できていない）
氏子会の構成員の人数	
約 90 名	11 名（定数は 25 名）
氏子会構成員の選出方法	
氏子会のメンバーは町内会ごとに代表が選出される。代表の決め方は町内会ごとに異なり、同じ人が長年代表をしている町内会もあれば、町内会の役として交代制で代表を選出している町内会もある。また、神社から町内会の役とは別に依頼を受けて構成員となっている人もいる。	神社がふさわしい人に依頼をして構成員となってもらおう。構成員のメンバーはほとんど変わらず同じ人となっている。
氏子とされる条件	
慣習的に決められている氏子地域に住んでおり、かつ初穂料 700 円を吉備津神社に納めていること。	慣習的に定められている氏子地域に住んでいること。
氏子会の会議の回数（1 年間）	
6 回	3 回から 4 回
氏子会の活動内容	
・春季大祭の手伝い ・夏祭り ・ぼたん祭り ・秋季大祭の手伝い ・正月の餅搗き	秋祭り 夏祭り
氏子の初穂料について	
1 戸 700 円を納めることを定められている。	明確な決まりはない。

吉備津神社と玉井宮東照宮の氏子組織の比較をする
と様々な違いが見られた。まず、氏子戸数については
吉備津神社の方が少ないが、氏子会に所属している人
数は多い。これは、吉備津神社の大祭が関係して
いる。吉備津神社は大祭が大規模で多くの人数の協
力が必要となってくるので、町内会ごとに代表を出す。
よって多くの地域の人が氏子会に関わる機会がある。
また長年役をしている人と新しく氏子会に関わる人が
一緒に活動することで地域全体を巻き込みやすくな
っている。さらに、氏子とされる条件についてである
が、玉井宮東照宮では氏子地域に住んでいることを条
件としているが、吉備津神社では、氏子地域に住ん
でおりかつ、700 円の初穂料を納めることを条件とし
ている。初穂料を納めるという行為を行うことで、氏子
であるという意識がしやすくなっており、氏子意識が
浸透しやすくなっていると考えられる。



写真1 大祭の様子(吉備津神社 HP から引用)

5.まとめ

本研究では、吉備津神社と玉井宮東照宮の氏子組織
を比較することで、吉備津神社が地域に果たしている
役割について明らかにし、それがどのような条件の下
で成立しているのかについて考察した。

吉備津神社の氏子組織を調べることにより、吉備津
神社の氏子組織が氏子地域の全ての町内会により成り
立っていることが分かった。また、氏子の条件が明確
に規定されていることにより、吉備津神社の氏子地域
に住んでいる人々が、自分たちが吉備津神社の氏子で
あるということが認識しやすくなっている。さらに、
ヒアリング調査によって吉備津神社の氏子会の人には
氏子の役割に対する責任感というものが強くあること
も分かった。

吉備津神社の氏子会について、神社の立地的にも、
規模的にも、制度的にも氏子会が主体となって活動を
行いやすい環境にあると考えられる。そして、神社側
も氏子会の活発な活動がないと伝統を守っていくこと
が困難なのである。氏子地域のすべての町内会の協力
が必要であり、それによって氏子地域に住んでいる住
民に氏子意識が浸透しやすくなっていると考えられる。
一方玉井宮東照宮では、氏子会は 11 名で構成されて
おり、それで成り立っている。このことから、玉井宮東
照宮では、氏子会は、主体的に何か行事を担ってもら
う団体というよりも、会議の時などに了承をもらうた
めの形式的な団体というように捉えられていると考え
られる。それと比較して、吉備津神社では氏子会に、
神社の伝統を守るために、活動を行う担い手としての
役割を期待している。以上の様に、そもそも神社が氏
子会に対して期待している役割が違うことにより、氏
子会の活動は異なってきて、それに加えて神社周辺の
環境や氏子会の制度なども影響し、地域に対する誇り
や氏子意識というものを浸透させているか否かとい
うことに差を生んでいるのではないかと考えられた。

この研究を通して、氏子会というものが地域に影響
を与えるためには、氏子会の制度や、神社の立地や規
模が大きく関係しているということが分かった。今後
も、地域に貢献する気持ちが、神社という歴史的なコ
ミュニティを通して受け継がれていき、そしてそれが
地域のつながりというものを作っていくことを願う。

ⁱ 国学院大学日本文化研究所/編 (1994)「神道辞典」p.355-3

ⁱⁱ 国学院大学日本文化研究所/編 (1994)「神道辞典」p121.127

ⁱⁱⁱ 国学院大学日本文化研究所/編 (1994)「神道辞典」p120